

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第189号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事務所に」の右に「担当課長、」を、「所長補佐」の右に「、担当課長補佐又は担当係長」を加える。

第4条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 担当課長、担当課長補佐、占用係長、道路係長、排水路係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第5条中「又は係長」を「、担当課長補佐、係長又は担当係長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条第2号中「道路」の右に「、里道（京都市里道管理条例第2条に規定する里道をいう。以下同じ。）」を加え、「排水路」を「水路等（京都市水路等管理条例第2条第1号に規定する水路等をいう。以下同じ。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第6条第3号中「道路」の右に「及び里道」を、「除く。）」の右に「並びに水路等管理施設（京都市水路等管理条例第2条第3号に規定する水路等管理施設をいう。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第6条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「道路」の右に「、里道及び水路等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第6条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「道路」の右に「及び里道」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第6条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「道路、」の右に「里道、」を加え、「水路」を「水路等」に改め、「並びに道路」の右に「、里道、河川及び水路等」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第6条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 前号に掲げるもののほか、水路等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第7条中「並びに」の右に「担当課長、担当課長補佐、」を加え、「及び排水路係長」を「、排水路係長及び担当係長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)